

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(青少年健全育成協力員)

第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。

(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。

ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧

イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布

ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換

エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所

オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け

カ 条例第12条の2第2項から第5項までに定める安全にインターネットを利用できる環境

キ 条例第12条の3第1項及び第2項に定める事業者の説明

ク 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去

ケ 条例第18条から第21条の3までに定める青少年に対する不健全な行為

(2) 条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

(3) 青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) その他青少年の健全な育成に関する活動を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行ってはならない。

3 健全育成協力員は、次のいずれにも該当する者で、市町村又は青少年の健全育成活動若しくは非行防止若しくは犯罪防止のための活動を地域において行う団体（以下この項において「団体」という。）から推薦があったもののうちから、知事が委嘱する。

(1) 推薦を行う市町村又は団体が活動を行う地域に居住していること。

(2) 健全育成協力員制度の趣旨を理解して、第1項に掲げる活動を遂行することができること。

- 4 健全育成協力員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 健全育成協力員が次のいずれかに該当するときは、知事は、委嘱を取り消すものとする。
 - (1) 職務の遂行ができないと知事が認めるとき。
 - (2) 辞退の申出があったとき。
 - (3) その他知事が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。
- 6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 7 この規則に定めるもののほか、健全育成協力員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(衛生用品)

第4条 条例第12条第3項の規則で定めるものは、コンドーム、避妊用具及び性具とする。

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの基準)

第5条 条例第12条の2第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものの全てについて一定の基準に基づき選別し、閲覧又は視聴を防止することができるものであることとする。

- (1) 全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を表現するものその他性欲を興奮させ、又は刺激するもの
- (2) 殺人、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の場面、手段又は経過を表現するものその他粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの
- (3) 自殺を賛美し、若しくは容認して自殺を勧め、若しくは唆し、自殺の手段若しくは方法を教示し、又は不特定多数の者に集団による自殺の相手方を募集するものその他自殺を誘発するおそれのあるもの
- (4) 条例第11条第1項第4号ア及びイに掲げる物（以下この号において「薬物等」という。）の入手方法、使用方法又は作用を教示して薬物等の使用を唆し、又は助けるものその他薬物等の使用を誘発するおそれのあるもの
- (5) インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。）を利用して青少年を性交等の相手方となるように直接的かつ明示的に誘引するものその他犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引するもの

(改善事項報告書)

第6条 条例第12条の2第6項の改善事項報告書は、様式第2号のとおりとする。

(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の説明すべき事項等)

第6条の2 条例第12条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪その他の事件に巻き込まれ、又は刑罰

法令に触れるおそれがあること。

(2) 保護者が青少年のインターネットの利用に対しペアレンタルコントロールを適切に行う必要があること。

(3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアが組み込まれた機器にあつては、当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの機能及び利用方法

(4) 次に掲げる機能の全部又は一部を制限するためのプログラムが組み込まれた機器にあつては、制限できる機能の範囲及び制限方法

ア インターネットを利用して情報を閲覧し、又は視聴すること。

イ インターネットによる情報発信を行うこと。

ウ 新しいソフトウェアを組み込み、又は組み込まれたソフトウェアを削除すること。

(5) 新しいソフトウェアを組み込むことができる機器にあつては、インターネットの利用を制限することができるソフトウェアに関する情報

2 条例第12条の3第1項第3号に規定する規則で定める場合は、インターネットを利用して閲覧し、又は視聴することができる情報の種類が有害情報を含まないものに限定されている機器の場合とする。

(携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項)

第6条の3 条例第12条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪その他の事件に巻き込まれ、又は刑罰法令に触れるおそれがあること。

(2) 保護者が青少年のインターネットの利用に対しペアレンタルコントロールを適切に行う必要があること。

(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの機能（携帯電話インターネット接続役務を利用しない場合における機能を含む。）及び利用方法

(4) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用しない旨の申出をするときは、条例第12条の3第3項に規定する書面を提出する必要があること。

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用しない正当な理由等)

第6条の4 条例第12条の3第3項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(3) 保護者が青少年の携帯電話端末その他の機器の使用状況を適切に把握すること等により、当該青少

年がインターネットを利用して有害情報を閲覧し、又は視聴することのないようにすること。

2 条例第12条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申出年月日

(2) 申出者の住所、氏名及び電話番号

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第7条 条例第12条の4第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第3号による設置届に様式第4号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第12条の4第2項の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第12条の4第2項の規定による廃止の届出は、様式第6号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第12条の4第3項の規則で定める表示票は、様式第7号によるものとする。

5 条例第12条の4第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第8号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(有害図書類の指定の基準)

第8条 条例第13条第1項第1号の規則で定める基準は、全体的な内容が人の尊厳を損なうような表現により性を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

(1) 肉体の全部又はその大部分を、露出し、又は透かし、かつ、著しく卑わいに表現しているもの

(2) 性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為を具体的かつ露骨に表現しているもの

(3) せりふ、説明、発声、歌曲等で著しく卑わいな表現を用いているもの

(4) その他素材、表現等が前3号のいずれかと同程度以上に青少年の性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める基準は、全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

(1) 殺人、傷害、暴行、拷問、処刑等の行為又は場面を露骨に表現しているもの

(2) 殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの

(3) その他素材、表現等が前2号のいずれかと同程度以上に青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの

3 条例第13条第1項第3号の規則で定める基準は、全体的な内容が条例第11条第4号アに規定する薬物(以下この項において「薬物」という。)の使用を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められ

るもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 薬物の危険性及び法令等の規制について十分に示さないで、薬物が心身に及ぼす作用又は使用場面を具体的に表現するもの
- (2) 薬物の価格、入手方法、使用方法又は製造方法を詳細かつ具体的に表現するもの
- (3) その他素材、表現等が前2号のいずれかと同程度以上に青少年の薬物の使用を誘発し、又は助長するおそれのあるもの

(有害図書類とする図書類の内容)

第9条 条例第13条第4項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵とする。

- (1) 全裸又は半裸の状態での卑わいな姿態であって、次のいずれかに該当するもの（性器等（性器及び肛門並びにこれらの周辺部をいう。以下同じ。）を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）
 - ア 女性の大たい部を開いた姿態
 - イ 性器等又はでん部を誇示した姿態
 - ウ 自慰の姿態
 - エ 女性の排せつの姿態
- (2) 性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為であって、次のいずれかに該当するもの（性器等を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）
 - ア 性行為、性行為を明らかに連想させる行為又は性行為に類似する行為
 - イ 性器等又は胸部を愛ぶする行為
 - ウ ごうかんその他のりょう辱行為
 - エ 身体を縛る行為
 - オ 身体に対して器具を使用する行為

2 条例第13条第4項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面とする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第10条 条例第17条の3第1項の規定による販売の届出は、様式第9号による販売届を提出して行うものとする。

2 条例第17条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第10号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第17条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第11号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の4第3項の規則で定める表示票は、様式第12号によるものとする。

5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の4第5項の規定による表示票の再交付の申請は、

様式第13号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(青少年でないことを確認する方法)

第11条 条例第17条の7第3項に定める青少年でないことを確認する方法は、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その質受け又は古物買受け等を申し出た者の年齢を確認することができる資料の提示とする。

(質受け及び古物買受け等の制限)

第12条 条例第17条の7第4項に定める保護者の委託を受け又はその承諾を得たと認められる場合は、青少年が、当該青少年の保護者の署名及び押印のある委託又は承諾を証する書類を所持している場合とする。この場合において、質屋又は古物商は、当該書類の内容に疑義があるときは、その内容について、電話その他保護者の意思を確認できる方法により、保護者に直接確認を行わなければならない。

(青少年の深夜営業施設への立入りの禁止の掲示)

第13条 条例第21条の2第2項の掲示は、様式第14号によるものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第22条第4項の証明書は、同条第1項に規定する職員にあつては様式第15号の、同条第2項又は第3項に規定する知事が指定した者にあつては様式第16号のとおりとする。

(推奨等の要請)

第15条 条例第23条の規定による推奨又は指定の要請は、様式第17号による要請書を提出して行うものとする。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第22号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第2号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第22号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。
（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）
- 2 鳥取県事務処理権限規則（平成8年4月鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成11年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第21号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成13年鳥取県条例第58号）附則第2項の規定の適用を受ける者に係る様式第1号及び様式第2号の規定の適用については、これらの規定中「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

附 則（平成17年規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第75号）附則第3項の適用を受ける者については、この規則の施行の日前においてもこの規則による改正後の鳥取県青少年健全育成条例

施行規則様式第6号の表示票を交付するものとする。この場合において、同様式中「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

附 則（平成20年規則第27号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第17号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第66号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

（公布の日＝平成25年3月26日）

附 則（平成26年規則第40号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(表)

第 号
青少年健全育成協力員証明書
氏 名
年 月 日
職 氏 名
印

写真

上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第9条の2の規定による青少年健全育成協力員であることを証する。

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

(青少年健全育成協力員)
第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則(抜すい)

(青少年健全育成協力員)
第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員(以下「健全育成協力員」という。)を置く。

(1) 次に掲げる事項の実態の把握(条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。)を行うこと。

- ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧
- イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布
- ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換
- エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所
- オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け
- カ 条例第12条の2第2項から第5項までに定める安全にインターネットを利用できる環境
- キ 条例第12条の3第1項及び第2項に定める事業者の説明
- ク 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去
- ケ 条例第18条から第21条の3までに定める青少年に対する不健全な行為

(2) 条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

(3) 青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) その他青少年の健全な育成に関する活動を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行ってはならない。

3～5 略

6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 略

年 月 日	
職 氏 名 様	
住所	
氏名 ㊟	
電話番号	
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕	
改善事項報告書	
鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第6項の規定により、下記のとおり報告します。	
年 齢 確 認 方 法	
有 害 情 報 の 閲 覧 又 は 視 聴 防 止 方 法	
改 善 に 要 す る 期 間 及 び そ の 理 由	

注

- 1 「年齢確認方法」欄は、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第3項第2号の規定に該当する場合は、記入不要であること。
- 2 各欄とも、具体的に記入すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

注 1 該当番号を○で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること
(枠内に収まらない場合は裏面に記入すること。)

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 届出者及び自動販売機等管理者が個人(県外の者に限る。)であるときは、その住民票の写し
- 2 届出者及び自動販売機等管理者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- 3 自動販売機等管理者の就任承諾書(様式第4号)
- 4 自動販売機等の設置場所及びその付近の見取図
- 5 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類(設置場所の所在する市町村に自動販売機等の設置に関して市町村長の同意等を必要とする条例がある場合にあつては、当該市町村長の同意等を証する書面の写しを含む。)

がん具刃物類の種類又は名称

がん具類

(1) 性的がん具

具体的な種類又は名称

(2) その他

具体的な種類又は名称

刃物類

具体的な種類又は名称

その他

具体的な種類又は名称

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第 17 条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第 13 条第 1 項又は第 14 条の 2 第 1 項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第 1 項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第 2 項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

第 6 章 罰則

第 26 条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第 17 条第 5 項又は第 6 項の規定による命令に違反した者

3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第 12 条の 2 第 7 項又は第 17 条第 4 項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第 17 条第 2 項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者

(3) 略

6～9 略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所

氏名

様

住所

氏名

電話番号

㊦

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

がん具刃物類の種類又は名称

がん具類

(1) 性的がん具

具体的な種類又は名称

(2) その他

具体的な種類又は名称

刃物類

具体的な種類又は名称

その他

具体的な種類又は名称

様式第7号(第7条関係)

図書類自動販売機等の表示票	
届出番号	第 号
図書類の販売等を業とする者	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号
設置場所	
設置場所の提供者	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号
自動販売機等管理者	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>自動販売機等管理者については、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動販売機等の所在する市町村の区域内に住所を有すること。 2 自動販売機等に収納されている図書類又はがん具刃物類について、鳥取県青少年健全育成条例(以下「条例」という。)により、有害図書類又は有害がん具刃物類の指定があったとき、又は有害図書類又は有害がん具刃物類の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又はがん具刃物類を除去することのできる者であること。 </div>
設置予定年月日	年 月 日
<p>条例第17条第1項の規定により、この自動販売機等には、有害図書類又は有害がん具刃物類を収納できません。</p> <p>条例第17条第2項の規定により、図書類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について有害図書類又は有害がん具刃物類の指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければなりません。</p> <p>これらの規定に違反した場合は、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去命令のほか、自動販売機等の営業停止や撤去を命令することがあります。</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 (※連絡先:)</p>	

注1 ※連絡先には、条例を所管する担当課名及び電話番号を記載すること。

- 2 がん具刃物類の自動販売機等の届出であるときは、「がん具刃物類自動販売機等の表示票」とするなど、所要の調整をして使用すること。

様式第8号(第7条関係)

年 月 日	
職 氏 名 様	届出者 住所 氏名 (印) 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所 の所在地、名称、代表者の 氏名及び電話番号)
図 書 類 がん具刃物類	自動販売機等の表示票の再交付申請書
図 書 類 がん具刃物類	自動販売機等の表示票について、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4第5項の規定により、次のとおり再交付を申請します。
自動販売機等の種類、型式及び製造番号	種類(1 自動販売機 2 自動貸出機) 型式()製造番号()
設置場所	市 町 郡 村 番地
設置場所の提供者	住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
設置年月日	
収納図書類又はがん具刃物類の種類	1 図書類 (1) 書籍、雑誌 (2) 録画テープ (3) () 2 がん具刃物類 (1) がん具類 ア 性的がん具() イ その他() (2) 刃物類() (3) その他()
再交付申請の理由	1 表示票のき損 2 表示票の亡失 3 表示票の滅失 4 表示票に表示された内容の識別が困難になったこと。 5 その他()

注1 該当番号を○で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること(枠内に収まらない場合は、裏面に記入すること。)

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号(第10条関係)

年 月 日	
職 氏 名 様	届出者 住所 氏名 (印) 電話番号 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕
自動販売機による利用カードの販売届	
自動販売機により利用カードを販売するので、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
自動販売機の型式及び製造番号	型 式() 製造番号()
設 置 場 所	市 郡 町 村 番地
設置場所の提供者	住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
販 売 開 始 予 定 年 月 日	
添付書類 1 届出者が個人(県外の者に限る。)であるときは、その住民票の写し 2 届出者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書 3 自動販売機の設置場所及びその付近の見取図 4 自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第12号(第10条関係)

利用カード自動販売機の表示票	
届出番号	第 号
利用カードの 販売等を業と する者	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号
設置場所	
設置場所の 提供者	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号
販売開始予定 年 月 日	年 月 日
<p>「利用カード」とは、店舗型電話異性紹介営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項)及び無店舗型電話異性紹介営業(同条第10項)に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもって発行する文書その他の物品をいいます(鳥取県青少年健全育成条例第10条第4項及び第5項)。</p> <p>同条例第17条の6の規定により、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所(青少年立入禁止施設等)に設置される自動販売機で、青少年が購入できない措置が講じられていないものについては、利用カードを収納することができません。</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 (※連絡先:)</p>	

注 ※連絡先には、条例を所管する担当課名及び電話番号を記載すること。

様式第14号(第13条関係)

鳥取県青少年健全育成条例の定めるところにより、午後11時から翌日の日出時までの間、18歳未満の方の入場をお断り致します。
(保護者同伴でもお断り致します。)

注

- 1 縦20センチメートル、横40センチメートル以上とする。
- 2 縦書きとすることもできる。

(表)

立入調査員証明書		第 号
写 真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
<p>上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第 22 条第 1 項の規定により立入調査等を行う職員であることを証する。</p>		
年 月 日		
鳥取県知事		印

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

(立入調査等)

第 22 条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業を営む者、自動販売機等管理者その他の関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所(第 21 条の 2 第 1 項各号に掲げる施設を除く。)その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 及び 3 略

4 前 3 項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第 1 項から第 3 項までの規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(表)

立入調査員証明書		第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定により立入調査等を行う者であることを証する。</p>		
年 月 日		
鳥取県知事		印

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)
(立入調査等)
第 22 条 略
2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。
3 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、第 21 条の 2 第 1 項各号に掲げる施設の営業時間内において当該施設に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。
4 前 3 項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5 第 1 項から第 3 項までの規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第 6 章 罰則
第 26 条 略
2~7 略
8 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は科料に処する。
(1)及び(2) 略
(3) 第 22 条第 2 項又は第 33 項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
9 略

優良図書等推奨
有害図書類指定 要請書

職氏名 様

鳥取県青少年健全育成条例第 23 条の規定により、青少年の健全な成長に資する
を阻害する

ものとして 推奨 されるよう要請します。
指定

年 月 日

要請者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称、代表
者の氏名及び電話番号 〕

種 類	1 書籍 2 雑誌 3 図画 4 写真 5 フィルム 6 録画テープ 7 録音テープ 8 映画 9 演劇 10 その他()
題 名	
発 行 所 等 の 名 称	
理 由	

- 注 1 「種類」欄は、該当する番号を○で囲み、「10 その他」の場合はその種類を具体的に記入すること。
- 2 「発行所等の名称」欄は、たとえば図書類にあつては発行所名又は発売元名、映画にあつては製作所名又は配給所名、演劇にあつては興行場名又は主催者名等を記入すること。
- 3 「理由」欄は、具体的に記入すること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。